安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市営駐車場設置及び管理条例(平成19年条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第3条まで (略)	第1条から第3条まで (略)
( <u>使用</u> の範囲)	( <u>利用</u> の範囲)
	第 4 条 前条に規定する駐車場を使用できる車両は、次の各号に掲げる区
→ 分で、当該各号に規定するとおりとする。	分で、当該各号に規定するとおりとする。

(1) 自動車駐車場 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定	
する普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車であって、車体	号)第2条別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車
<u>の大きさが駐車場の区画を超えないもの</u>	
(2) 自転車駐輪場 道路交通法第2条第1項第11号の2	(2) 自転車駐輪場 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項
に規定する自転車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転	第 11 号の 2 に規定する自転車及び同項第 10 号に規定する原動機付自
車	転車のうち道路運送車両法施行規則第 1 条第 2 項に規定する第 1 種原
	動機付自転車
2 (略)	2 (略)
第 5 条から第 16 条まで (略)	第 5 条から第 16 条まで (略)
第 5 米 10 米 ま く (	第 3 未 N 9 第 10 未 ま く (
(禁止行為)	(禁止行為)
第 17 条 <u></u> 駐車場内で <u>は、</u> 次に掲げる行為をして	第 17 条 <u>駐車場を使用する者は、</u> 駐車場内で次に掲げる行為をして
はならない。	はならない。
(1)から(6)まで (略)	(1)から(6)まで (略)
(車両引取りの請求)	(車両引取りの請求)
	第 18 条 月極使用者が使用許可の期間の終了、使用の中止又は許可の取
消しとなった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合、市	
民等が第 5 条第 1 項に規定する市長 <u>の許可を受けることなく</u> 駐車してい	
る場合、又は一時使用者が特別の理由なく車両を放置している場合にお	
いて、市長は、これらの月極使用者、一時使用者又は市民等(以下「車両	
放置者」という。)への通知、駐車場における掲示その他の方法により、	
指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。	指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。
2 (略)	2 (略)
第19条及び第20条 (略)	第 19 条及び第 20 条 (略)
(損害賠償)	(損害賠償)
	第 21 条 駐車場を使用する者は、駐車場の施設をき損し、又は滅失した
第 21 宋 <u> </u>	第 21 来 <u>紅草場を使用する有は、</u> 紅草場の施設をき損し、又は飙大した   ときは、その損害を賠償しなければならない。
<u>14                                      </u>	<u>こさな、てい頂音で</u> 知貝しなり 4 いななりない。
第 22 条及び第 23 条 (略)	第 22 条及び第 23 条 (略)

(指定管理者による管理)

## 第 24 条 (略)

|2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあって||2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあって は、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同は、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条、第 7 条、第 9 条 <u>第 1 項</u> 、第 10		指定管理者
条、第 12 条及び第 16 条から第 20 条まで		
第 5 条、第 7 条 <u>、第 8 条、第 10 条</u> 、第 1	使用者	利用者
2条、第18条 <u>第20条</u> 、第22条		
及び第 23 条		
第 4 条から第 10 条まで、第 11 条第 2	使用	利用
<u>項、第 12 条</u> 、第 16 条 <u>、第 18 条及び第 2</u>		
<u>3 条</u>		
第 11 条第 2 項、第 12 条及び第 14 条	使用料	利用料金
(略)		

3 (略)

第 25 条から第 30 条まで (略)

別表(第11条、第28条関係)

名称	区分	自動車駐車場使用料
甲立駅第 1 駐車場 甲立駅第   2 駐車場、甲立駅第 3 駐車場、 方田口駅駐車場、 向原駅   第 1 駐車場、 向原駅第 2 駐車	月極使用	1月 1区画当たり3,250円
場、向原駅第3駐車場	一時使用	1日 1区画当たり400円

(指定管理者による管理)

## 第 24 条 (略)

表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10	市長	指定管理者
条、第 12 条から第 20 条まで及び第 23 条		
第5条、第7条 <u>から第10条まで</u> 、第1	使用者	利用者
2条、第18条から第20条まで、第22条		
及び第 23 条		
第 4 条から <u>第 13 条まで</u>	使用	利用
、第 16 条 <u>から第 18 条まで及び第 2</u>		
<u>1 条</u>		
第 11 条から第 15 条まで	使用料	<u>利用料</u>
(略)		

3 (略)

第 25 条から第 30 条まで (略)

別表(第11条、第28条関係)

名称	区分	自動車駐車場使用料
甲立駅第1駐車場	月極利用	1月 1区画当たり3,250円
甲立駅第2駐車場	月極利用	1月 1区画当たり3,250円
甲立駅第3駐車場	一時利用	1日 1区画当たり400円
吉田口駅駐車場	一時利用	1日 1区画当たり400円
	月極利用	1月 1区画当たり3,250円
向原駅第1駐車場	月極利用	1月 1区画当たり3,250円
向原駅第2駐車場	一時利用	1日 1区画当たり400円
	月極利用	1月 1区画当たり3,250円
向原駅第3駐車場	月極利用	1月 1区画当たり3,250円

向原市民駐車場、高速バス美 一時使用 無料	向原市民駐車場 一時利用 無料
土里停留所駐車場、高速バス	高速バス美土里停留所駐車場 一時利用 無料
高宮停留所駐車場	高速バス高宮停留所駐車場 一時利用 無料

附則

この条例は、公布の日から施行する。